

低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金の申請 (ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯(ひとり親世帯を除く)の生活支援を行うため、給付金を支給します。以下の養育要件と所得要件ともに該当する方が対象となります。支給にあたっては、申請が不要な場合と必要な場合があります。

養育要件	令和3年3月31日時点で18歳未満の児童を養育する父母など ※障がい児の場合は20歳未満 ※令和4年2月末までに生まれた新生児も対象	
所得要件	①令和3年度分の住民税(均等割)が非課税である方。	②令和3年1月以降の収入が急変し、住民税(均等割)が非課税である方と同様の事情があると認められる方。
支給額	対象児童一人につき5万円	
申請不要	令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の方	
受付期間	令和4年2月28日まで	

問い合わせ先：子育て支援課 子育て支援グループ ☎ 85-2021

産後ケア事業を知っていますか？

出産後の母乳やミルクのこと、ママの心や体のこと、育児全般のことなどについて、助産師のケア(訪問型)を受けられます。



- 対象** 令和2年4月1日以降、町内に住所を有する出産後1年以内の産婦と乳児
- 期間・回数** 出産後1年以内(利用上限10回)
- 利用型** 訪問型(産後ケアを希望する方の自宅に助産師が訪問します)
- 自己負担額** 町民税の課税状況により、自己負担額が異なります。(無料~1,000円)
- 利用方法** 「利用申請書」の提出が必要です。申請書の提出後、利用票を発行します。詳細は下記へ連絡してください。(新生児訪問前でも利用できます)

問い合わせ先：健康福祉課 健康推進グループ ☎ 82-5541

国民年金

保険料納付の免除(納付猶予)申請

【7月から免除(納付猶予)の申請を受け付けます】

国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合、将来の年金受給権や障害基礎年金の受給資格を確保するため、未納のままにせずに保険料の免除(納付猶予)の申請をしてください。

- ◆**対象** 所得要件などがありますので、問い合わせしてください。
- ◆**免除(納付猶予)承認期間** 7月から翌年6月まで(年度ごとに申請が必要となります)
- ◆**申請に必要なもの** ○年金手帳または個人番号のわかる書類 ○印鑑

○離職票、雇用保険受給資格者証など(失業などを理由とするとき)

※免除(納付猶予)承認期間は、保険料を納めた場合に比べ老齢基礎年金の受給額が少なくなります。生活にゆとりができたなら、10年前までさかのぼって保険料を納められる「追納」をお勧めします。

【保険料の産前産後期間免除制度】

- ◆**対象** 国民年金第1号被保険者
 - ◆**免除期間** 出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間
※多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間
 - ◆**届け出時期** 出産予定日の6カ月前から届け出が可能です。出産後でも届け出ることができます。
 - ◆**届け出に必要なもの** ○年金手帳または個人番号のわかる書類 ○母子健康手帳(出産前届け出時)
- ※産前産後期間免除制度で免除した期間については、全額納付扱いになります。

問い合わせ先：町民課 国保・年金グループ ☎ 82-2325
日本年金機構 苫小牧年金事務所 ☎ 56-9002